

兵庫県公報

平成18年10月13日 金曜日 第 1816 号

発行人

兵庫県

神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗＝県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示

ページ

○市営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○市営土地改良事業の施行同意（同）	1
○保安林の指定の予定通知（森林保全室）	2
○同 上（同）	2
○同 上（同）	3
○同 上（同）	3
○特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	4
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	4
○自動車専用道路の指定（同）	5
○土地区画整理組合の設立認可（市街地整備課）	5

公 告

○落札者等の公示（契約・建設業室）	6
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	6
○大規模小売店舗の変更に係る届出（同）	7
○落札者等の公示（県立健康環境科学研究センター）	7

告 示

兵庫県告示第 1049 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年10月13日

兵庫県知事 井戸敏三

市 の 名 称	事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
西 脇 市	環境保全型農業推進総合整備事業	黒田庄地区	平成18年10月13日から 同 年11月2日まで	西脇市役所

兵庫県告示第 1050 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年10月13日

兵庫県知事 井戸敏三

市 の 名 称	事 業 名	地 区 名	同 意 年 月 日
高 砂 市	ため池等整備事業（一般）	私 池 地 区	平成18年 9 月27日

兵庫県告示第 1051 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成18年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市青垣町東芦田字楽昌寺奥3244の 4、3244の 6、3244の 8、3245から3248まで、3249の 1、3249の 2、3250

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局森林保全室、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第 1052 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成18年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市青垣町東芦田字稗田奥3278の 1、3278の 2、3279、3280、3281の 1、3282の 1、3282の 2、3283、3284の 1、3285から3287まで、3288の 2 から3288の 4 まで、3288の 6 から3288の12まで、3289、3290の 2、3291、3292の 1、3292の 2、3293の 1、3293の 2、3294の 1、3294の 2、3295の 1、3295の 2、3296、3297の 2 から3297の 5 まで、3299の 1、3299の 2、3301、3302の 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字稗田奥3292の 1・3293の 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局森林保全室、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第 1053 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成18年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市柏原町柏原字藤ノ目4008の6（次の図に示す部分に限る。）、4008の11
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局森林保全室、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第 1054 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成18年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市柏原町柏原字高谷3483から3489まで、3490の2、3530、4694、4696から4701まで、柏原町東奥字藤之目1015の1、1015の2、1016、1017、1018（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高谷3483から3487まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、3488、3489、3490の2、3530、4694（次の図に示す部分に限る。）、4697から4699まで、4701（次の図に示す部分に限る。）、字藤之目1015の1・1015の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1016、1017、1018（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局森林保全室、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第 1055 号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成18年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区	同意成立年月日
江 井 ケ 島 加 入 区	平成18年 9 月21日
伊 保 加 入 区	同 上
播 磨 町、 別 府 町 加 入 区	同 上
網 干 加 入 区	同 上
由 良 町 中 央、 由 良 加 入 区	同 上
東 由 良 町 加 入 区	同 上
郡 家 加 入 区	同 上
南 淡 加 入 区	同 上

兵庫県告示第 1056 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成18年10月13日から供用を開始する。

その関係図面は、平成18年10月13日から2週間、西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 竜野西インター線	たつの市揖西町土師2丁目117番から 同 市揖西町土師字南中ノ谷384番2まで	旧	9.0から 28.0まで	82.0	
	たつの市揖西町土師字東山974番23から 同 市揖西町土師字南中ノ谷384番2まで	新	9.0から 52.0まで	345.0	

兵庫県告示第 1057 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成18年10月13日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成18年10月13日から2週間、西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 たつの相生線	たつの市揖西町土師字東山994番13から 同 市揖保川町片島字方丈谷994番13ま で	旧	25.0から 70.0まで	335.0	
	たつの市揖西町土師2丁目124から 同 市揖保川町片島字方丈谷994番13ま で	新	35.0から 153.0まで	82.0	

兵庫県告示第 1058 号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。
その関係図書は、平成18年10月13日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成18年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 路線名
主要地方道竜野西インター線
- 2 指定する道路の部分
たつの市揖西町土師字東山974番23から
同 市揖西町土師字八坂348番1まで
- 3 指定する日
平成18年10月13日

兵庫県告示第 1059 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、赤穂市浜市土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

平成18年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
赤穂市浜市土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成18年10月13日から平成28年3月31日まで
- 3 施行地区
赤穂市浜市字横土手内、字吉久、字寺内、字中道、字大道端、字河田筋、字森及び字ゴマキの各一部
同 市砂子字森、字堀切及び字土手の下の各一部
- 4 事務所の所在地
赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）
- 5 設立認可の年月日
平成18年10月2日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法

赤穂市役所の掲示場に掲示して行う。

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成18年10月13日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 落札に係る建設工事の名称及び数量

加古川総合庁舎・東播磨生活創造センター建築・屋外附帯工事

本 館 鉄筋コンクリート造 地上10階建 延床面積13,029.7平方メートル

別 館 鉄骨造 地上3階建 延床面積 723.6平方メートル

倉庫棟 鉄骨造 地上2階建 延床面積 160.3平方メートル

屋外附帯工事（舗装、排水、囲障、植栽他） 1式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県県土整備部県土企画局契約・建設業室 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成18年8月11日

4 落札者の名称及び住所

戸田・ピーエス三菱・前川・ソネック・高階特別共同企業体 神戸市中央区御幸通2丁目2番11号

（代表者）

神戸市中央区御幸通2丁目2番11号 戸田建設株式会社神戸総合営業所

（構成員）

神戸市中央区明石町48番地 株式会社ピーエス三菱神戸支店

（構成員）

加古川市野口町良野1506番地 前川建設株式会社

（構成員）

高砂市曾根町2257番地の1 株式会社ソネック

（構成員）

三木市末広1丁目5番35号 株式会社高階

5 落札金額

2,824,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般

7 入札公告をした日

平成18年6月29日

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成18年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市米田町塩市字明田94番1、94番5の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市米田町塩市621番地

井 村 勇 次

3 許可年月日及び許可番号

平成18年 8 月 1 日

兵庫県指令東播（建）第 1－3－2 号（18高砂）

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成18年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイエー宝塚中山店
所在地 宝塚市売布東の町21番22号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 三井住友銀リース株式会社
代表者の氏名 石 田 浩 二
住所 東京都港区西新橋 3－9－4
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 変更前
900台
 - (2) 変更後
817台
- 4 変更年月日
平成19年 5 月27日
- 5 届出年月日
平成18年 9 月26日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成18年10月13日から 4 月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
提出期限 平成19年 2 月13日
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成18年10月13日

契約担当者

兵庫県立健康環境科学研究センター所長 山 村 博 平

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
高分解能ガスクロマトグラフ質量分析システム 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する者の名称及び所在地
兵庫県立健康環境科学研究センター 神戸市兵庫区荒田町 2 丁目 1 番29号

- 3 落札者を決定した日
平成18年 9 月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電子株式会社 大阪支店 大阪市淀川区西中島 5 -14- 5 新大阪 I N ビル
- 5 落札金額
69,982,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般
- 7 入札公告をした日
平成18年 8 月 4 日